

熊本県沿岸漁業改善資金事務処理要領

第1 趣 旨

この要領は、県が行う資金の貸付けの事務処理に関し、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）、沿岸漁業改善資金助成法の施行について（昭和54年水研第613号農林水産事務次官依命通知）、沿岸漁業改善資金制度の運営について（平成17年水推第1032号水産庁長官通知）及び熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項（昭和63年熊本県告示第985号。以下「貸付要項」という。）によるほか必要な事項を定めるものとする。

第2 保証人等

貸付けを受けようとする者等が、貸付けの申請に際して立てる連帯保証人に関する事項については、次表に掲げるとおりとする

借受主体	申請者	連帯保証人	保証額	連帯保証人選定基準
個人	本人	2人以上、双務保証は不可（沿岸漁業経営の承継（予定）者が借受主体となる漁業経営開始資金にあつては、3人以上とし、このうち1人は必ず経営主とすること。）	全額	連帯保証人の選定にあつては十分保証能力のある者を選定すること。
法人 （会社組織）	代表権者	2人以上（うち1人以上は外部の者であること。）	全額	連帯保証人の選定にあつては十分保証能力のある者を選定すること。
法定団体 （漁協）	代表権者	役員全員	全額	
任意団体	代表者	構成員中の受益者全員（その者が特定されない場合は団体の役員全員）	全額	

第3 貸付けの申請等

- 貸付要項第6条の規定に基づく貸付申請書を知事に提出する場合で、申請者等が個人の場合にはその者が属する漁業協同組合の長の意見書（別記第1号様式）を、申請者等が個人以外のものである場合には、その者が属する漁業協同組合の長の意見書、資産を明らかにする証明書及び団体の規約等を添付しなければならない。
- 広域本部長は、貸付要項別表第4に定める提出期限の日までに受け付けた貸付申請書を取りまとめのうえ、5日以内にそれぞれの区域に設置された沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）の長へ送付するものとする。
- 運営協議会の長は、広域本部長から貸付申請書の送付を受けたときは、直ちに

運営協議会を開催し、その結果を取りまとめるうえ、貸付申請書に運営協議会の意見書（別記第2号様式）を添えて広域本部長に送付するものとする。

- 4 広域本部長は、3の意見書を参考として貸付申請書の内容を審査のうえ、当該貸付申請書に貸付審査一覧表（別記第3号様式）及び沿岸漁業改善資金申請取りまとめ表（別記第4号様式）を添付して、貸付要項別表第4に定める提出期限の日から15日以内に知事へ進達するものとする。

第4 貸付けの決定 （削除）

第5 借受けの辞退及び事業期間の延長

- 1 貸付決定通知書の交付を受けた申請者が借受けを辞退しようとする場合には、直ちに沿岸漁業改善資金借受辞退届（別記第5号様式）にその者が属する漁業協同組合の長の証明を付して知事に提出しなければならない。
- 2 借受者は、借受けに係る事業の延期をしようとするときは、沿岸漁業改善資金事業延期願（別記第6号様式）に広域本部長の意見を付し知事に提出しなければならない。
- 3 1及び2の書類の提出については、事務再委託機関を経由し、広域本部長を通じて知事に提出するものとする。ただし、貸付要項第6条第3項の規定による場合にあっては、広域本部長を通じて知事に提出するものとする。
- 4 知事は、2の書類を受理した場合には、速やかに事業期間の延長の可否を決定し沿岸漁業改善資金事業延期承認通知書（別記第7号様式）を借受者に通知するとともに、その写しを関係事務再委託機関及び広域本部長に通知するものとする。

第6 貸付決定の取消し

- 1 知事は、貸付決定通知書を発送した日から15日を経過してもなお借受者が借用証書の提出をしないときは、貸付決定の取消しを行うものとする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合には、この限りでない。
- 2 貸付要項第9条1及び第5の1により取消しの決定をした場合には、沿岸漁業改善資金貸付決定取消通知書（別記第8号様式）を借受者に交付するとともに、その写しを関係事務再委託機関、事務委託機関及び広域本部長に送付するものとする。

第7 資金の交付等

- 1 借受者及び委託事務処理機関（事務委託機関及び事務再委託機関を総称していう。以下同じ。）は、資金の交付及び償還金を処理するため沿岸漁業改善資金に係る口座を開設するものとする。
- 2 知事は、借用証書を提出した申請者に対し、貸付日（送金手続上即日送金ができない場合には、その翌日）に委託事務処理機関を経由して口座振替により貸付金を交付するものとする。
- 3 事務再委託機関は、借受者が事業費の支払いをする場合には、請求書（事業費明細

添付)を提示させ、使途の確認を行うとともに支払後の領収書を徴して償還期間中保管しておくものとする。

4 事務再委託機関は、経営開始資金の借受者について、当該経営に係る収入及び支出を当該貯金口座を継続して活用させるものとする。

5 知事は、資金の交付が終わったときは、速やかに沿岸漁業改善資金貸付台帳（別記第10号様式）を作成するものとする。

第8 事業実施報告

貸付要項第10条第2項の規定による沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書の提出を受けた広域本部長は、沿岸漁業改善資金借受者調査書（別記第9号様式）を作成し、当該報告書に添付するものとする。

第9 連帯保証人の追加等

1 借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める書類を事務再委託機関を経由し、広域本部長を通じて知事に提出しなければならない。ただし、貸付要項第6条第3項に規定する場合にあっては、広域本部長を通じて知事に提出するものとする。

(1) 知事が、連帯保証人の追加を必要と認めて請求したとき。連帯保証人追加届（別記第11号様式）

(2) 連帯保証人が死亡したこと等により保証人の変更を要するとき、又は借受者が当該借受けに係る連帯保証人の変更を必要と認めるとき。連帯保証人変更届（別記第12号様式）

2 知事は、1の(2)の連帯保証人変更届を受理した場合には、審査のうえ適当と認めるときは、これを受諾するものとする。

第10 償還金の収納等

1 知事は、貸付金に係る約定（定期）償還、繰上償還及び期限前償還（借用証書特約条項第1条関係）の収納については、借受者に対し委託事務処理機関を経由して、納入通知書等（別記第13号様式又は第13号様式その2）を送付するものとする。

2 納入通知書等の送付を受けた委託事務処理機関は、遅滞なくこれを借受者に交付し、借受者は、知事が定めた償還期日までに事務再委託機関へ納入通知書等により償還金を納入しなければならない。ただし、事務委託機関から直接貸付金の交付を受けた場合にあっては、事務委託機関に償還金を納付するものとする。

3 事務再委託機関は、納付された償還金を口座振替により事務委託機関へ送金するものとし、その送金を受けた事務委託機関は償還金を払込書等（別記第14号様式）で指定金融機関に納付するものとする。

第11 支払猶予

貸付要項第11条の規定に基づき、償還金の支払猶予を申請しようとする者は、支払猶予申請書に次表に掲げる証明書を添付しなければならない。

証 明 書 の 内 容	知事が指定する者
借受者（借受者が団体の場合は、その構成員）又はその者と住所及び生計を一にする親族の死亡	市町村長
借受者（借受者が団体の場合は、その構成員）又はその者と住所及び生計を一にする親族の災害（天災及び人災）り災	市町村長
借受者（借受者が団体の場合は、その構成員）又はその者と住所及び生計を一にする親族の疾病又は負傷	医 師
借受者（借受者が団体の場合は、その構成員）又はその者と住所及び生計を一にする親族の火災	消防署長
借受者（借受者が団体の場合は、その構成員）又はその者と住所及び生計を一にする親族の盗難	警察署長

第 1 2 申請書等の提出部数

貸付要項及びこの要領に定める申請書等の提出部数については、正 1 部、副 2 部とする。この場合において、正 1 部については関係機関を経由のうえ知事に提出するものとし、副 2 部については、それぞれの経由機関が控えとして保管するものとする。ただし、貸付要項第 6 条第 3 項に規定する場合にあっては、正副各 1 部とする。

第 1 3 委託事務の監督等

- 1 委託事務処理機関は、沿岸漁業改善資金貸付台帳（別記第 1 5 号様式）を備え付けなければならない。
- 2 知事は、委託事務処理機関が備え付ける沿岸漁業改善資金貸付台帳等事務の委託に係る書類の確認を行うものとする。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、借受者及び委託事務処理機関に対して、対象事業に関する報告書を求め並びに事業運営の状況若しくは関係書類を調査し、必要な指示をするものとする。

附 則

この要領は昭和 5 4 年 1 2 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は平成 8 年 5 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要領は平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 1 2 年 5 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 1 3 年 5 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要領は平成 2 1 年 3 月 3 0 日から施行する。

附 則

この要領は平成 2 5 年 5 月 2 0 日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。